

学位論文に係る評価に当たっての基準

公共政策学教育部 国際公共政策学専攻 博士課程

【学位論文が満たすべき基準】

〔課程内博士論文〕国際公共政策学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識が示されていること。以上の基準を満たすのみならず、学界の発展への貢献が大きく、特に優秀と判定される場合には、その旨を明示して顕彰する。

〔課程外博士論文〕国際公共政策学の分野において、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であること。

【審査委員の体制】

(1)審査委員会

- 専攻の教員5名以上で組織し、審査する。5名の委員は、当該論文の専門分野の委員3名、当該論文の主たる専門分野以外の委員1名および実務家教員1名から構成される。
- 必要があると認めるときは、専攻以外の学内の教員若しくは学外の大学院又は研究所等の教員等を委員に任ずることができる。
- 主査は、専攻の専任教員の中から審査委員が互選して決定する。なお、法学政治学が基礎となっている論文の審査委員会の主査は、指導教員以外の教員から選出し、経済学が基礎となっている論文の審査委員会の主査は、指導教員が担当することを原則とする。

(2)専攻教育会議

【審査の方法】

- (1)審査委員会は、論文審査および最終試験を行い、その結果および意見を教育会議に報告する。
- (2)教育会議は、審査委員会の報告に基づき、学位授与認定の可否を決する。

【審査の項目】

論文審査においては、着眼点・問題設定の独自性・重要性、先行研究の扱いの適切性、関連文献・資料・データの扱いの適切性、論証的的確性・説得力、学界に対する貢献度などの諸点に加え、論文の構成や文章の明晰性・読みやすさなども併せて総合的に審査する。口述試験においては、論文の主題・内容に関連した質疑を行い、論文において示された学識・能力及びコミュニケーション能力を確認する。